

建築基準法施行規則の一部改正に係るパブリックコメントにお寄せ頂いた 主なご意見の概要と国土交通省の考え方について

【特定行政庁としてお寄せ頂いたご意見】

ご意見の概要	国土交通省の考え方
東京都台東区都市づくり部 大江参事兼建築課長	
<p>指定道路調書の「指定道路の位置」の欄について、包括指定の2項道路の場合、地名地番ではなく、指定道路図(S = 1:2500)に付した路線番号(住居表示の 丁目 番 No. にて位置を特定)を記入することでよいか。</p>	<p>指定道路調書は、指定道路の現在の位置を特定して示すものでなければなりません。この趣旨から、原則的に現在の地番を網羅的に記載することが適当と考えます。</p>
<p>指定道路調書の「位置図」の表示について、道路中心線を明示することが困難な場合、みなし道路境界線を掲載しなくてよいか。</p>	<p>みなし境界線は道路の位置を特定するために必要不可欠であり、記載する必要があります。</p>
福島県福島市都市政策部開発建築指導課 佐藤参事兼課長	
<p>特定行政庁に対しては、2項道路に関する相談やトラブルが最も多く、それは指定に至った根拠が必ずしも直ちに明確でないことに起因しており、指定状況を直ちには公開することができないジレンマがある。</p> <p>基準時の資料がほとんど残っておらず苦慮しているなか、県外の指定確認検査機関や市外の設計事務所からの相談も多く、加えて特定行政庁管内の設計事務所も近隣の特定行政庁等のエリア内での業務を行っていることから、省令改正前に技術的助言等をはじめ、指定にあたっての根拠について、ある程度全国レベルで統一的な考え方にすべきである。</p> <p>たとえば、根拠に採用している公図について、国土調査の実施時期によっては基準時の道路幅員等を表しているとはいえないと思われるが、見解を示していただきたい。</p>	<p>2項道路の指定については、法第42条第2項において全国一律の基準が示されております。指定道路図及び指定道路調書の作成に伴い発生する実務上の疑義については、可能な限り技術的な指針を示してまいり所存です。</p> <p>なお、後段のご質問について、基準時の状況を説明できるほかの資料を根拠に採用すべきであると考えます。</p>
愛知県刈谷市建築部建築課 近藤主幹	
<p>2項道路による中心線、みなし後退線の指定の技術的指針の提示を願いたい。 (想定されうるすべての場合を網羅したもので</p>	<p>千差万別の事例全てに対応可能な基準を示すことは困難ですが、指定道路図及び指定道路調書の作成に伴い発生する実務上の疑</p>

なければ、今後の更なるトラブルの拡大の抑制の歯止めにはならないと思います。)	義については、可能な限り技術的な指針を示してまいり所存です。
道路管理部局との調全体制の助言。 指定作業により派生する責任の所在の明確化。 (道路管理部局との調整なしでは、道路の幅員等の確定をするのは不可能と思われる。また、それに伴う責任所在はどのようになるのかご教授願いたい。)	道路部局との連携については前向きに検討してまいります。 建築基準法上の指定道路の指定は、特定行政庁がその権限で行う処分であり、責任の所在は特定行政庁にあります。
東京都杉並区都市整備部土木管理課 山口課長	
指定道路調書については、現段階では全国一律に規制で定めることではなく、技術的助言(特定行政庁の規則で定める等の努力規定)に止め、各自治体の判断に委ねる方向で規則改正を行うよう要望する。	指定道路調書は、建築基準法の道路に関する情報を適正に管理する上で必要不可欠なものです。このため、全国統一的に最低限必要な情報として、一律のルールで作成・保存・閲覧を義務付ける必要があると考えます。
東京都足立区都市整備部建築担当部長付建築調整課 内田課長	
現在、法第42条第2項道路の基準時の資料が不足していることから苦慮している状況の中、今回、再調査をしても状況が変わることは少なく、抜本的な解決に結びつくとは考えにくい。 そのため、この作業と並行して「基準時」の時期の変更や、地域住民の合意により、中心位置の変更が認められるような法改正を検討して欲しい。	過去に行った指定処分について、十分な説明責任を果たすことに苦慮している状況にあるという理由で当該処分をなかったものとする法令改正は、困難と考えます。
東京都三鷹市都市整備部建築指導課 山崎課長	
地域の取り組みの実情に応じた技術的助言に留めるか、もしくは、指定道路調書の作成保存は見送り、指定道路図の作成及び保存としていただきたい。	指定道路図及び指定道路調書は、建築基準法の道路に関する情報を適正に管理する上で必要不可欠なものです。このため、全国統一的に最低限必要な情報として、一律のルールで作成と閲覧を義務付ける必要があると考えます。
大阪府豊中市開発審査課 竹内主幹	
市街地建築物法第7条に「道路幅の境界線をもって建築線とす」とあり、物法第26条第1項に「本法に於て道路と称するは、幅員4メートル	本パブリックコメントは、建築基準法施行規則改正に係るご意見を広く求めるものであって、現行の建築基準法上の個別の法解釈につい

<p>ル以上のものを謂う」又、物法第26条第2項に「幅員4メートル未満2.7メートル以上の道路及び道路の新設又は変更のある場合に於ける其の計画のある道路は勅令の定むるところに依り之を道路と看做す」とありますが、大阪府においては、物法勅令第30条を受け、物法施行細則第4条に「行政庁の管理に属する道路にして、幅員4メートル未満のものに在りては、その中心線より各2メートルを距りたる線をもって建築線とす」とあり、物法第26条の道路の幅員は、具体的に何の間の距離幅を幅員と考えていたのか、又、勅令で定める道路とみなす幅は何を考えていたのか、お教え下さい。</p>	<p>てお答えするものではありません。 なお、指定道路図及び指定道路調書の作成に伴い発生する実務上の疑義については、可能な限り技術的な指針を示してまいる所存です。</p>
<p>次に市街地建築物法第7条ただし書にある個別指定の建築線は、大阪府より、昭和43年4月に建築線指定図書として引継ぎましたが、包括指定の建築線については、台帳等特に引継いでおらず、建築基準法附則5項の包括指定の建築線について、どのように整理把握し、調書を作成すれば良いかお教え下さい。</p>	<p>指定道路図及び指定道路調書の作成・保存は、現在の特定行政庁が責任をもって行うべきですが、指定時の特定行政庁と現在の特定行政庁が異なる場合、これらの特定行政庁は十分な連携を図り、特に指定時の特定行政庁は、求めがあれば指定当時の資料の提供その他必要な協力を行うことが望ましいと考えます。</p>

【その他の方々からお寄せ頂いた主なご意見】

ご意見の概要	国土交通省の考え方
2項道路の測量、図面作成業務は誰が行うのか。	2項道路の指定権者である特定行政庁が行うものです。
道路形状に変更が生じた場合の指定道路図及び指定道路調書の更新は特定行政庁において実施されるのか。	貴見のとおりです。
指定道路図及び指定道路調書の更新に係る基準を明確にできないか。	新たな道路指定が行われるごとに、速やかに更新されるのが適当と考えます。
私道が2項道路である場合、当該道路についての協議等の記録は残らないのか。	「協議等」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、道路の指定状況や法上の手続等と関係のない事項は、指定道路図及び指定道路調書に記載すべきではないと考えます。
平成 22 年4月1日から全ての指定道路について指定道路図及び指定道路調書が公開されることになるのか。	貴見のとおりです。
建築基準法第 43 条ただし書による許可がなされた空地についても台帳の整備が必要ではないか。	法第 43 条ただし書許可は個別の建築計画について判断されるものである以上、当該許可に係る空地について台帳の作成・保存を一律に義務付けるのは不相当であると考えます。
指定道路図及び指定道路調書を閲覧に供する規定を設ける理由は何か。	建築行為を行おうとする者等が事前に道路の指定状況に関する情報を得ることを可能とすることにより、建築活動の円滑化を図るためです。
平成 22 年4月1日以降は、2項道路を包括指定した過去の告示は無効となるのか。	平成 22 年4月1日以降に新たに2項道路を指定する場合には個別指定によらなければなりません。過去の指定処分を無効とするものではありません。
法第 42 条第1項3号道路について、指定道路図及び指定道路調書への記載が不要なのはなぜか。同様に記載すべきなのではないか。	法第 42 条第1項第3号に規定する道については、法第3章の規定が適用されるに至った際に幅員4メートル以上であったという事実関係により法上の「道路」とされるものであり、特定行政庁による指定に基づくものではないため、指定道路図及び指定道路調書への記載を義務付けることは不適切であると考えます。ただし、当該道路であるか否かは、建築行為を行

	<p>おうとする者等にとって重要な情報であるため、できる限りこれを記載することが望ましいと考えます。</p>
<p>指定道路調書中、法 42 条第1項第5項に基づく位置の指定を受けた道路について、位置指定の申請をした者の記載は不要ではないか。</p>	<p>申請者の氏名記載は、位置の指定を受けた道路の造成の責任を特定するために必要であると考えます。これは、建築計画概要書において建築主等を記載させ、これを閲覧対象としていることとも整合しております。</p>
<p>基準時に道路の指定を行なった特定行政庁と現在の特定行政庁が相違し、現在の特定行政庁が自らの資料や相談者の資料に基づき今回の省令改正で作成が義務付けられる指定道路図と類似の道路図を作成して、今日に至っています。</p> <p>改正規則施行日までに作成を終わらせるのではなく、改正規則施行日以降の指定に限られたい。</p>	<p>指定道路図及び指定道路調書は、建築基準法の道路に関する情報を適正に管理する上で必要不可欠なものです。このため、全国統一的に最低限必要な情報として、一律のルールで作成と閲覧を義務付ける必要があると考えます。</p>
<p>個別指定し、公告されていない場合は、法上の道路でないものと考えてよいか。</p>	<p>改正省令施行期日以降に新たに指定されるものについては貴見のとおりです。しかし、過去の指定処分が無効になるものではありません。</p>
<p>役所に指定道路図を備えることにより、道路管理台帳等との違いがわかりにくくなるおそれがある。道路指定図の行政目的を明確にし、啓発を図られたい。</p>	<p>適切な運用がなされるよう適宜措置を講じてまいり所存です。</p>
<p>施行日を全国一律とするのではなく、特定行政庁の任意に委ねられたい。</p>	<p>指定道路図及び指定道路調書は、建築基準法の道路に関する情報を適正に管理する上で必要不可欠なものです。このため、全国統一的に最低限必要な情報として、一律のルールで作成と閲覧を義務付ける必要があると考えます。</p>
<p>関係省庁・部局へ協力を要請されたい。</p>	<p>必要に応じて協力を要請してまいります。</p>

掲載は、到達順となっております。

その他、2項道路の指定基準についてのご意見等、本施行規則改正の内容に直接関係ないものについて、掲載はしてありませんが、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきたいと考えております。